

広島県告示第百六十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

府中市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成二九年五月二九日	午後一時～午後四時	府中市役所上下支所
平成二九年五月三〇日	午前九時～午後四時	府中市文化センター
平成二九年五月三一日	午前九時～午後四時	府中市文化センター
平成二九年六月一日	午前九時～午後〇時	府中市文化センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二九年五月二九日 平成三〇年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会